

## 資料編

## 1. 枚方市社会福祉審議会（本審）及び高齢者福祉専門分科会委員名簿

（順不同・敬称略）

氏名	職	社会福祉 審議会	高齢者福祉 専門分科会
明石 隆行	種智院大学 教授	委員	会長
安藤 和彦	ユマニテク短期大学 特別招聘教授、京都西山 短期大学 客員教授	委員	
石田 慎二	帝塚山大学 教授	委員	
上野谷 加代子	同志社大学 名誉教授	委員長	
大西 雅裕	神戸女子大学 教授	委員	
岡崎 成子	枚方市福祉団体連絡会 会長	委員	
河野 和永	枚方市障害福祉サービス事業者連絡会 役員	委員	
佐藤 嘉枝	枚方市介護支援専門員連絡協議会 副会長	委員	委員
武 正行	枚方市社会福祉協議会 会長	委員	
所 めぐみ	関西大学 教授	副委員長	
富岡 量秀	大谷大学 教授	委員	
長尾 祥司	枚方市自立支援協議会	委員	
橋本 有理子	関西福祉科学大学 教授	委員	
畑中 光昭	枚方地区人権擁護委員会 委員	委員	
原 啓一郎	弁護士	委員	
肥田 時子	枚方市民生委員児童委員協議会 会長	副委員長	
藤本 良知	枚方市医師会 名誉会長	委員	
三田 優子	大阪府立大学 准教授	委員	
三戸 隆	枚方市医師会 理事	委員	職務代理者
上羽 敏明	枚方市薬剤師会 副会長		委員
岸本 和代	枚方市民生委員児童委員協議会 副会長		委員
草川 重文	枚方市特別養護老人ホーム施設長会		委員
坂本 義次	枚方市老人クラブ連合会 会長		委員
玉井 佳次	枚方市歯科医師会 副会長		委員
平方 かおる	弁護士		委員
眞下 益	枚方市老人介護者（家族）の会 会長		委員
眞野 典子	神戸女子大学 准教授		委員

## 2. 枚方市社会福祉審議会（本審）及び枚方市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 開催経過

開催日	審議会名	案件
令和元年 11月8日	令和元年度第1回 社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第8期）の策定について</li> <li>● ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第8期）の策定スケジュールについて</li> <li>● 「高齢者の健康づくり等に関する実態調査」及び「介護保険サービス等に関する実態調査」の実施について</li> </ul>
令和2年 5月15日 ～ 6月4日	令和2年度第1回 枚方市社会福祉審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 委員長の選出について</li> <li>● 専門分科会等の委員の選出について</li> <li>● 専門分科会等の決議権限等の取扱いについて</li> </ul>
6月15日 ～ 7月3日	令和2年度第1回 社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 会長の選出及び職務代理者の指名について</li> <li>● ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第8期）の策定スケジュールについて</li> <li>● 介護保険制度改正案及び基本指針について</li> <li>● ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第7期）の進捗状況について</li> <li>● 各種調査結果について 「高齢者の生活実態等に関する調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）」 「在宅介護実態調査」 「高齢者の健康づくり等に関する実態調査」 「介護保険サービス等に関する実態調査」</li> </ul>
9月29日	令和2年度第2回 社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第8期）の試案について</li> </ul>
12月4日	令和2年度第3回 社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第8期）素案（案）について</li> </ul>
令和3年 1月25日 ～ 2月3日	令和2年度第4回 社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民意見聴取の結果について</li> <li>● ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第8期）案について</li> <li>● ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第8期）案の答申について</li> </ul>

### 3. 枚方市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会からの報告

令和3年2月3日

枚方市長 伏見 隆 様

枚方市社会福祉審議会  
委員長 上野谷 加代子  
高齢者福祉専門分科会  
会長 明石 隆行

「ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第8期）」の策定について（答申）

「ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第8期）」の策定について、これまでの本分科会での協議を踏まえ、下記のとおり意見を付して答申します。

#### 記

ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第8期）案 別紙のとおり

ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第8期）に関する附帯意見

第8期計画の実施にあたっては、本計画で定めた内容を着実に推進していただきたい。その上で、以下の点に十分留意されたい。

#### 1. 地域包括ケアシステムの構築について

地域包括ケアシステムの構築にあたり、在宅医療・介護連携、認知症支援、介護予防、生活支援、地域づくり等を進めていくうえで、本人と家族、医療機関や介護サービス事業者等の支援機関とのさらなる連携が重要となる。第8期においては、地域包括ケアシステムの構築に向けた様々な事業をより効果的に展開できるよう、きめ細かな検証を行いつつ、周知を図っていくことが求められる。

#### 2. 介護保険料について

第8期計画期間においては、高齢者人口が増加する中、特に後期高齢者の占める割合が高くなることにより利用者数が増加し、介護給付費がさらに伸びる推計であることから、介護保険料は、第7期計画より増額となった。今後も引き続き、介護保険制度の持続可能性を確保するため、適切かつ効果的なサービス提供に努めるとともに、市民が負担する保険料額については、十分な説明を行い、理解を得る努力をすることが必要である。

以上

## 4. 用語解説

### 《あ行》

#### ICT

「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。

#### インフォーマルサービス

保健福祉サービスのうち、国や地方公共団体が直接か間接かは問わず、法律や制度に基づいて提供するサービス（フォーマル（公的）サービス）に対して、NPO法人等の民間団体やボランティア、家族、近隣、知人等がインフォーマル（非公的）に提供するサービスのこと。

#### NPO

「Non Profit Organization」の略で、非営利組織の意。医療、福祉、環境、文化、芸術、まちづくり、国際協力等の分野において、営利を目的とせず、社会的使命を意識して活動する民間の組織。特定非営利活動促進法（NPO法）による認証を受けた団体をNPO法人（特定非営利活動法人）と呼ぶ。

### 《か行》

#### 介護給付

介護保険の保険給付のうち、「要介護1～5」に認定された被保険者への給付のこと。居宅での利用に対する給付、施設の利用に対する給付、地域密着型サービスの利用に対する給付に区分される。

#### 介護給付費準備基金

3年を1期とする介護保険事業計画期間を通じて、保険料剰余金を管理し、財政の均衡を図るために市が設置する基金のこと。介護保険制度では、3年ごとに介護保険事業計画を策定し、保険料は計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、3年を通じ財政の均衡を保つことができる金額を設定する。3年の計画期間中、保険料の剰余金が発生した場合は、基金に積み立て、介護給付費等が不足した場合は、基金を取り崩す。

また、次期計画においては基金残額を取り崩し、保険料負担の軽減に活用する。

#### 介護サービス相談員

介護保険施設等に入所している人を訪問し、利用者や家族から介護サービスに関する疑問や不満等を聴くことにより、サービスの実態を把握し、サービスを提供している施設等との橋渡しの活動を行う人のこと。

## **介護報酬**

介護サービス提供事業者を支払われる報酬のこと。提供されるサービスごとに、サービス提供者の種類及び要介護度ごとに細分化され、提供するサービスの内容・時間帯による加算等がある。

## **介護保険施設**

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の4つの施設の総称。

## **介護予防**

高齢者が要支援・要介護状態になることをできるかぎり防ぐこと、あるいは要支援・要介護状態であっても、状態がそれ以上悪化しないようにすること。

## **介護予防・日常生活支援総合事業**

要支援者や介護リスクのある虚弱高齢者（事業対象者）を対象に、多様な主体により訪問型・通所型などのサービス提供や介護予防に資する活動を行う事業。

## **介護療養型医療施設（療養病床等）**

長期にわたって療養が必要な人に対して、医学的管理の下で、介護や機能訓練、医療を行う施設。

## **介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）**

常時介護を必要とし、自宅で生活することが困難な寝たきりや認知症の人に対して、介護を行う施設。

## **介護老人保健施設**

症状が安定した状態にあり、リハビリテーションや介護が必要な人に対して、在宅生活への復帰を目指して、機能訓練や日常生活への支援を行う施設。

## **キャラバン・メイト**

厚生労働省が提唱し、都道府県や市区町村、全国キャラバン・メイト連絡協議会が連携して、認知症の人と家族を支援する「認知症サポーター」を養成する講師役のこと。養成されたキャラバン・メイトは自治体事務局（枚方市では健康福祉総合相談担当）等と協働して「認知症サポーター養成講座」を開催している。

## **居宅介護支援**

地域で暮らす要介護等の方々が居宅サービスや地域密着型サービス及び必要な保険医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、本人の心身の状況、置かれている環境、本人や家族の意向をとらえて居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、この計画の実施の為にサービス事業者等との連絡・調整を行うサービス。

## **居宅療養管理指導**

医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問し、療養上の指導・助言などを行うサービス。

## **ケアプラン（介護予防ケアプラン）**

要介護・要支援者の心身の状況や置かれている環境を把握し、抱えている問題の解決を図るとともに、その人の有する能力に応じて自立した生活が営めるよう、利用する介護サービスの種類や内容などを定めた計画のこと。

## **ケアマネジメント（介護予防ケアマネジメント）**

利用者の選択に基づいたサービスを適切に利用できるよう、ケアプランを策定するとともに、サービスの提供が確保されるようサービス事業者等との連絡調整等を行い、さらに、サービス利用実績の把握等を行うこと。

## **ケアマネジャー（介護支援専門員）**

「介護保険法」に基づく資格で、要支援・要介護者からの介護サービス計画（ケアプラン）等の相談に応じ、利用者の状況、希望、心身の状態等を考慮し、適切なサービスを利用できるよう、市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う専門職。医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、社会福祉士、介護福祉士等の保健・医療・福祉分野の専門知識を持った人の中から、研修を経て養成される。

## **健康寿命**

平均寿命のうち、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。平均寿命から、衰弱・疾病・認知症などにより介護が必要とされる期間を差し引いた寿命を指す。

## **権利擁護**

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障害者等に代わって、援助者が代理として権利やニーズの獲得を行うこと。併せて、高齢者等の自己決定による選択を支援する観点からの情報提供等も含む。

## **後期高齢者**

75歳以上の高齢者のこと。

## **高齢化率**

総人口に占める65歳以上人口の比率のこと。

## **高齢者虐待**

高齢者に対して、家族や施設の職員など、高齢者を養護する人から行われる虐待の行為。①身体的虐待、②介護、世話の放棄、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つに類型される。

### コーホート変化率法

同じ年（または同じ期間）に出生した集団（コーホート）について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

### コミュニティソーシャルワーカー

地域において様々な問題を抱え、支援を必要とする人に対して、地域とのつながりや人間関係など、本人を取り巻く環境を重視した相談援助を行う専門知識を要した援助者。

## 《さ行》

### 施設・居住系サービス

介護保険法に基づいて指定を受けた施設に入居している高齢者に提供する生活の援助等を含めたサービス。施設サービスとしては、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の4種類があり、居住系サービスとしては、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や、有料老人ホーム等の特定施設入居者生活介護がある。

### 社会福祉協議会

社会福祉法第109条に基づき、地域福祉を推進することを目的として設置された営利を目的としない民間組織。各種の福祉サービスの提供や地域の福祉活動の支援などを行っている。

### 住宅改修

居宅要介護者等が手すりの取り付けや段差解消等、小規模な住宅改修を行った際の費用の一部を支給するサービス。

### 新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）

厚生労働省により平成27年1月に策定された計画。「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現する」ことを目的としている。

### 成年後見制度

認知症や知的障害その他の精神上の障害等により判断能力が不十分である人について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選任することで、本人を法律的に支援する制度のこと。成年後見人等は親族に限らず、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職等、家庭裁判所が事情を考慮したうえで、選任される。また、専門職や親族以外の成年後見制度の担い手として、法人や市民後見人養成講座を修了した市民も成年後見人等になることができる。

**《た行》****第1号被保険者**

介護保険制度の被保険者のうち、65歳以上の人。

**第2号被保険者**

介護保険制度の被保険者のうち、40歳以上64歳以下の人で、医療保険に加入している人。

**短期入所生活介護**

介護老人福祉施設等に短期間入所し、施設において、入浴、排泄、食事その他必要な日常生活上の世話、機能訓練を行うサービス。

**短期入所療養介護**

介護老人保健施設等に短期間入所し、施設において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話を行うサービス。

**地域共生社会**

高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会。

**地域支援事業**

要介護状態・要支援状態となることを予防するとともに、要支援状態となった場合でも可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、平成18年度からの介護保険制度の改正に伴い導入された。

**地域包括ケアシステム**

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、住宅や福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供されるような地域の体制。

**地域包括ケア「見える化」システム**

都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するために厚生労働省が運営する情報システム。

**地域包括支援センター**

介護予防のケアマネジメントを行う機関。高齢者に対する総合的な相談窓口としての機能も有している。保健師等、社会福祉士及び主任介護支援専門員の3職種がそれぞれ配置されており、互いの専門性を生かして問題の解決にあたる。



## **地域密着型サービス**

認知症やひとり暮らしの高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、平成18年4月に創設された予防給付及び介護給付サービスのこと。利用者は市民に限定される。

地域密着型サービスには、次のサービスがある。

### **① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護**

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と利用者からの通報による随時対応型訪問を組み合わせたサービス。

### **② 夜間対応型訪問介護**

夜間の定期的な巡回による訪問介護サービスに加え、随時利用者の求めに応じて行う訪問介護サービス、利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスなどのサービス。

### **③ 地域密着型通所介護**

定員18人以下のデイサービスセンターなどの施設に通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで受けるサービス。

### **④ 認知症対応型通所介護**

認知症の人を対象とした通所介護（デイサービス）。

単独型：認知症対応型通所介護施設を単独で運営。

### **⑤ 小規模多機能型居宅介護**

利用者の住み慣れた地域で提供される通所を中心にしたサービス。様態や希望により、適宜、スタッフによる利用者宅の訪問や、短期間の宿泊によるサービスが提供される。

### **⑥ 認知症対応型共同生活介護**

認知症高齢者が家庭的な雰囲気の中、少人数で共同生活を送りながら、日常生活の介護を受けるサービス。

### **⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護**

定員29人以下の小規模で運営される有料老人ホーム等で提供されるサービス。少人数の入居者に対し、特定施設入居者生活介護と同様のサービスが提供される。

### **⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護**

定員29人以下の小規模で運営される介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）で提供されるサービス。少人数の入居者に対し、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と同様な施設サービスが提供される。

## ⑨ 看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズの高い要介護者に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて、同一事業所により訪問看護を提供するサービス。

### 調整交付金（介護給付費財政調整交付金・総合事業調整交付金）

市町村間における介護保険財政の格差を調整するため国により交付される財政援助資金。交付総額は、総給付費及び総合事業費に対する国の負担する割合 25%のうち 5%分に相当するが、第 1 号被保険者の年齢階級別分布状況、所得分布状況等を考慮して配分されるため、5%を超えて交付される市町村と、5%を下回る市町村とがある。

### 調整済み認定率

認定率の大小に大きな影響を及ぼす、「第 1 号被保険者の性・年齢別人口構成」の影響を除外した認定率。

### 通所介護（デイサービス）

日帰り介護施設において入浴、食事等のサービスや機能訓練を行うサービス。

### 通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設、病院、診療所等において、理学療法士、作業療法士等によるリハビリテーションを行うサービス。

### 特定健康診査

平成 18 年の健康保険法の改正により、平成 20 年 4 月から 40～74 歳の保険加入者を対象として、全国の市町村で導入された健康診断のこと。特定健康診査は、糖尿病や高脂血症、高尿酸血症等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として実施される。

### 特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）に入所している要介護者等について介護サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うサービス。

### 特定福祉用具販売

居宅要介護者等が購入した、福祉用具等の購入費の一部を支給するサービス。

## 《な行》

### 日常生活圏域

介護施設等のサービス基盤の整備・充実を図ることを目的に、定める行政区域。圏域の設定にあたっては、保険者ごとに地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件等を総合的に勘案し定める。本市では小学校区を基本単位とした 13 の区域を日常生活圏域として定めている。

## 認知症ケアパス

認知症を発症したときから、生活をする上で様々な支障が出てくる中で、その進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるかを示すガイドブックのこと。

## 認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を暖かく見守り、支援する人のこと。

## 認知症施策推進大綱

認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の実現をめざし、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくことが重要としている。「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「遅らせる」「進行をゆるやかにする」という意味。（令和元年6月17日策定）

## 認定調査

要介護・要支援認定を行うために必要な調査のこと。要介護・要支援認定の申請があったときに、市町村職員または市町村から委託を受けた介護保険施設及び指定居宅介護支援事業者等の介護支援専門員等が調査員として対象者を訪問し、本人と家族への面接によって聞き取り調査を行う。

## 《は行》

### 徘徊高齢者（行方不明者）SOSネットワーク

認知症高齢者が徘徊して行方不明になった場合に、家族から警察署への捜索願とともに、市でも連絡を受け、公共交通機関や小売店などに情報を公開することにより、早期発見につなげる仕組み。

### 福祉用具

高齢者や障害者の自立に役立ち、介護する人の負担を軽減するための用具。具体的には、特殊寝台、車イス、褥瘡（じょくそう）予防用具、歩行器など。

### 福祉用具貸与

車椅子や特殊ベッド等定められた福祉用具の貸与を行うサービス。

### フレイル

高齢者が筋力や活動性、認知機能、精神活動の低下などの健康障害を起し、要介護状態に至る前段階な状態（虚弱）を日本老年医学会は「フレイル（Frailty）」と提唱。このフレイルの概念には、しかるべき介入により再び健康な状態（元の生活）に戻るといふ可逆性が含まれている。

## **訪問介護**

要介護者等の自宅を訪問介護員が訪問して、身体の介護や生活の援助を行うサービス。

## **訪問入浴介護**

寝たきり等で家庭の浴槽を使っての入浴が困難な方の為に、簡易浴槽等の機材を自宅に持ち込み必要な入浴介護を行うサービス。

## **訪問看護**

主治医の指示のもとで、看護師等が家庭を訪問し、療養上の看護などを行うサービス。

## **訪問リハビリテーション**

理学療法士、作業療法士が家庭を訪問し、リハビリテーションを行うサービス。

## **保険者機能強化推進交付金**

自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県の様々な取組みの達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組みを推進するために、平成30年度から国において創設された交付金。

## 《や行》

### **有料老人ホーム**

高齢者に対し、食事や介護の提供その他日常生活上必要なサービスを提供する民間の有料施設。

### **要介護認定**

介護が必要な状態であるかどうか、どの程度介護を必要とするかどうかを、市町村等が介護認定審査会で客観的に評価するもの。要介護認定は、要支援1～2、要介護1～5、非該当のいずれかに分類される。

### **予防給付**

介護保険の保険給付のうち、「要支援1～2」に認定された被保険者への給付のこと。居宅での利用に対する給付、地域密着型サービスの利用に対する給付に区分される。

## 《ら行》

### **レスパイトケア**

日常的に介護をしている家族等の介護者が一時的に介護から解放され、ゆっくり休息を取れるように支援することをいう。

## ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第 8 期）

発行：枚方市

編集：地域健康福祉室 長寿・介護保険担当

〒573-8666

枚方市大垣内町 2 丁目 1 - 2 0

電 話：0 7 2 - 8 4 1 - 1 4 6 1

F A X：0 7 2 - 8 4 4 - 0 3 1 5

ひらかた高齢者  
保健福祉計画21  
(第8期)